

「相続・登記の専門家」司法書士による相談会等の案内

電話による相談

相談専用電話番号 **TEL 048-838-1889**

下記時間帯のみ通話可 ※回線が混み合っている場合は、時間をおいておかけ直ください。

登記相談 (毎週金曜日 13時～16時)

成年後見相談 (毎週火曜日 13時～16時)

少額裁判・一般法律相談 (毎週木曜日 13時～16時)

空き家トラブル110番 (第1・3金曜日 18時～20時)

※法律相談については紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関するものに限りま。

司法書士相談センターでの面談相談

予約電話番号 **TEL 048-838-7472** 予約受付は平日10時～16時

浦和総合相談センター 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号 浦和駅から徒歩10分
埼玉司法書士会館108号室

県北総合相談センター 【会場】熊谷市立商工会館 会議室 熊谷駅から徒歩12分
〒360-0041 熊谷市宮町2丁目39番地

越谷総合相談センター 〒343-0813 越谷市越ヶ谷2丁目8番24号 越谷駅から徒歩7分
森田ビル202号室

西部総合相談センター 【会場】ウェスタ川越 会議室 川越駅から徒歩5分
〒350-1124 川越市新宿町1丁目17番地17

お近くの司法書士事務所を探す

TEL 048-863-7861

平日8時30分～17時30分
埼玉司法書士会事務局

任せて安心、すぐに探せる

日本司法書士会
連合会 公式ナビ▶ **しほサーチ**
<https://souzoku.shiho-shoshi.or.jp/lp/>



埼玉県内市区町村での面談相談

埼玉県内市区町村55箇所で開催中

埼玉県内の相談会の詳しい内容はこちらから



法務局による登記手続案内

県内の法務局にて予約受付中

さいたま地方法務局のお問い合わせ先はこちら



令和6年4月1日スタート

「不動産を相続したら登記手続を」
相続登記の申請は義務です。

相続登記
Q & A



埼玉司法書士会
公式キャラクター
「法チュン」

手続の
流れ



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

埼玉司法書士会・さいたま地方法務局



令和6年4月1日 相続登記の申請義務化スタート!

Q いつまでに相続登記をしなければいけないの?



- A** 原則として不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が必要になります。
 ※遺産分割(相続人間の話し合い)で不動産を取得した場合も、遺産分割の日から3年以内に相続登記の申請が必要です。
 ※令和6年4月1日以前に亡くなった場合では、原則として令和9年3月31日までに相続登記の申請をしなければなりません。

Q 期間内に登記をしないとどうなるの?



- A** 期間内に正当な理由がないのに相続登記の申請をしない場合、10万円以下の過料に処せられる場合があります。

Q 過料に処せられない正当な理由とは?

- A** 相続人が多数で戸籍等の収集が困難な場合や相続人間で争いがある場合、相続人の重病や経済的な理由で登記申請が困難な場合等が考えられます。

Q そのほか相続登記の申請義務を免れる方法は?

- A** 遺産分割協議の成立前であれば、所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、自らがその相続人である旨を申請義務の履行期間内(3年以内)に、必要書類を添付して、登記官に対して申し出ることによって、申請義務を履行したものみなされます。
 ※相続人申告登記は、申請義務の履行のための簡易な手続きですので、不動産についての権利関係を公示するものではないため、相続した不動産を売却したり、抵当権の設定をしたりするような場合には、別途、相続登記の申請をする必要があります。

不動産を相続したら登記手続を! 相続登記の申請をするまでにはいくつか やらなければいけないことがあります。

STEP

1

遺言の有無を確認します。

- 平成元年以降に作成された公正証書遺言は公証役場で探せます。
- 法務局保管の自筆証書遺言以外の自筆証書遺言は家庭裁判所での検認手続が必要です。



STEP

2

相続人を確定します。(遺言がある場合は不要)

- 亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍等を集めて相続人を確定します。
- 本籍地等の市町村役場に申請して取得します。

STEP

3

被相続人の所有の不動産を確認します。

- 市役所等で名寄帳等を取得して確認します。

STEP

4

相続人間で分け方を話し合います。(遺言がある場合は不要)

- 相続人全員で合意したら遺産分割協議書を作成します。

STEP

5

申請書に必要な書類を添付して登記を申請します。

▶主な必要書類

- 1 戸籍謄本(被相続人の相続人確定の戸籍と相続人の現在の戸籍)
- 2 遺産分割協議書(相続人全員が実印で押印)
- 3 亡くなられた方の住民票の除票又は戸籍の附票
- 4 相続人全員の印鑑証明書
- 5 不動産を取得する人の住民票の写し
- 6 不動産の評価の分かる書類(固定資産評価証明書等)

